

別紙

諮問第1760号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「東京都が令和5年2月17日付け一部開示決定通知書（4都市整再第735号）の決定を行うにあたり、関係機関又は担当部署によって実施した協議等の内容を記録した文書、電磁的記録などの一切。」「東京都が令和5年8月10日付け一部開示決定通知書（5都市整再第410号）の決定を行うにあたり、関係機関又は担当部署によって実施した協議等の内容を記録した文書、電磁的記録などの一切。」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和6年1月11日付けで行った本件一部開示決定を取り消し、改めて対象公文書を特定して決定を行うよう求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、別表に掲げる本件対象公文書を特定し、条例7条2号、3号、4号及び6号に該当する部分を不開示とする本件一部開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和6年3月19日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和6年4月30日に実施機関から理由説明書を、同年5月20日に審査請求人から意見書を收受し、令和6年10月29日（第251回第一部会）から令和7年1月23日（第254回第一部会）まで、4回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件一部開示決定について

本件開示請求は、実施機関における過去2件の一部開示決定に当たり、関係機関又は担当部署によって実施した協議等の内容を記録した文書、電磁的記録などの一切を求めたものである。

実施機関では、当該協議等を行うに当たり、後述ウ（ア）に記載する電子関与方式により協議を行ったとして、本件対象公文書を特定し、本件一部開示決定を行った。

イ 審査会における審議事項について

審査請求人は、審査請求に係る処分については、当該開示決定に関する起案文書と推測される文書のみを特定・開示しただけであり、当該開示決定に至るまでの協議に関する文書や電子メール、あるいは関係部局間の担当者同士や外部の関係先との間でやり取りした文書や電子メール等は対象として特定しておらず、少なくともこの点において関係文書の探索が不十分であり、東京都が保有する全ての行政文書を対象にしたものとなっていないことは明らかであると述べている。そして、本件に関して都職員が職務上作成し、又は取得した文書や電磁的記録であって、都職員が組織的に用いるものとして保有している対象文書全てを改めて特定したのち、その開示の是非を検討すべきである旨主張する。

そこで、審査会は、本件一部開示決定における対象公文書特定の妥当性について判断する。

ウ 本件開示請求に係る事務について

（ア）開示等の決定時の協議について

東京都情報公開事務取扱要綱(平成11年12月27日付11政都情第389号)第3、5(5)アによれば、開示請求に係る公文書の全部若しくは一部を開示しない旨の決定（開示請求に係る公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときの決定を含む。）をし、又は開示請求を却下

するに当たっては、局の情報公開主管課長及び総務局総務部情報公開課長並びに関係部課長へ協議するものとされている。

また、東京都文書管理規則（平成11年東京都規則第237号）25条の規定では、事案の決定に当たり、審議、審査又は協議（以下「決定関与」という。）を必要とする場合は、当該事案の決定関与をする者（以下「決定関与者」という。）に当該事案に係る起案文書を回付して、文書総合管理システムにより決定関与した旨を電磁的に表示し、記録することを求める方式（以下「電子関与方式」という。）又は決定関与者の署名若しくは押印を求める方式により行うものとされている。

#### （イ）実施機関における電子メールの取扱いについて

実施機関においては、電子メールの取扱いに関する要綱（平成29年6月28日付29総総文第531号）を定めており、同要綱3条では、組織保存電子メールは共有サーバに保存しなければならないとされている。ただし、東京都文書管理規則12条の3第1項の規定により收受文書として、又は同31条1項の規定により資料文書として文書総合管理システムに記録した電子メールは除くとされている。

#### エ 本件一部開示決定における対象公文書特定の妥当性について

実施機関は、本件審査請求を受け、電磁的記録を含め改めて文書を探索したが、本件開示請求に対応する文書は本件対象公文書のみであったと説明する。

審査会は、本件開示請求に関し本件対象公文書に係る事案決定が電子関与方式により行われていたことを確認した上で、本件対象公文書以外に関係部局間の担当者同士や外部の関係先との間でやり取りした文書や電子メール等が存在するかどうかの確認を以下のとおり行った。

まず、実施機関の共有サーバの確認を行ったところ、関連する文書として「料金後納郵便差出票」、「宛名」及び「公文書の開示申込書」と題する文書（電磁的記録）の存在が確認されたが、これらには本件開示請求に対応する「決定を行うにあたり、関係機関又は担当部署によって実施した協議等の内容」に係る情報は記録されていなかった。

次に、実施機関の文書総合管理システムにおける令和4年度及び5年度の收受状況を確認し、本件開示請求に対応する文書及び電子メールなどの電磁的記録が存在しな

いことを確認した。

以上により、実施機関が行った本件対象公文書の特定に不自然、不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる特段の事情も見当たらないことから、本件開示請求に対して本件対象公文書を特定し、本件一部開示決定を行ったことは妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等において種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環

別表 本件対象公文書

	請求内容	本件対象公文書
1	東京都が令和5年2月17日付け一部開示決定通知書(4都市整再第735号)の決定を行うにあたり、関係機関又は担当部署によって実施した協議等の内容を記録した文書、電磁的記録などの一切。	4都市整再第735号
		4都市整再第640号
		〇〇地区市街地再開発組合解散認可申請書
		〇〇地区市街地再開発組合決算報告承認書
2	東京都が令和5年8月10日付け一部開示決定通知書(5都市整再第410号)の決定を行うにあたり、関係機関又は担当部署によって実施した協議等の内容を記録した文書、電磁的記録などの一切。	5都市整再第410号
		〇〇地区市街地再開発組合解散認可申請書
		〇〇地区市街地再開発組合決算報告承認書